

豊川市教育行政事務点検評価委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 豊川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項に規定する教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うにあたり、同条第2項の規定により教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するため、豊川市教育行政事務点検評価委員会（以下「点検評価委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 点検評価委員会は、毎年、次に掲げる事項について点検するとともに、その成果及び課題を整理して、教育委員会に報告するものとする。

- (1) 教育委員会の基本方針として年度毎に定めた主要施策に関すること。
- (2) 前号に掲げる事項のほか、教育委員会の諸施策や事務事業に関すること。

(組織)

第3条 点検評価委員会は、委員3人以内で組織する。

- 2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 点検評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 点検評価委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 点検評価委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴取し、又は必要な資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 点検評価委員会の庶務は、教育委員会庶務課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、点検評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年 1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。